

B型肝炎ワクチンの定期接種化の概要

【概要】

1. 開始時期 平成28年10月
2. 分類 A類疾病
3. 対象年齢
平成28年4月以降に出生した、生後1歳に至るまでの間にある者
4. 接種回数 3回
2回目の接種は27日以上 3回目の接種は1回目から139日以上間隔をあける
5. 接種場所
県医師会等の医療機関と委託契約を締結し、広域で実施
6. 勧奨方法
個人通知、広報、ホームページ、ポスター（医療機関）、チラシ配布（出生届時）等
7. その他
 - (1) 母子感染予防の対象者の取扱い
HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与（抗HBs人免疫グロブリンを併用）の全部又は一部を受けた者については定期の予防接種の対象者から除く。
 - (2) 長期療養特例
接種の対象年齢の上限は設けない。
 - (3) 既接種者の取扱い
定期の予防接種が導入される以前に、定期の予防接種に相当する方法ですでに接種を受けた対象者については、定期接種に規定された接種を受けた者とみなす。